

第 18 回札幌市新型コロナウイルス感染症対策本部会議 会議録

日 時：令和 3 年 5 月 28 日(金) 20 時 00 分～20 時 30 分

場 所：本庁舎 16 階 第一特別委員会会議室

出席者：別紙座席表のとおり

【危機管理対策室長】

ただいまから第 18 回新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催いたします。

危機管理対策室の荻田でございます。

本日開催されました政府の対策本部会議におきまして、北海道に発令されている緊急事態宣言が 6 月 20 日まで延長されたことなどを踏まえまして、本部長であります秋元市長からご指示をいただくため、本日の会議を開催いたします。

始めに、会議次第の(1)につきまして、事務局からご報告をさせていただきます。

【危機管理対策部長】

事務局、危機管理対策部の永澤です。

北海道の取り組みについてご説明いたします。資料は、北海道の本部会議資料をご覧ください。こちらは、本日、北海道で開催された本部会議の資料で、原案通り決定されております。

資料 1 をご覧ください。こちらは、本日の政府の対策本部会議で基本的対処方針が変更されたところですが、その概要についてまとめたものです。

期間の延長についてです。緊急事態宣言区域は北海道を含む 9 都道府県、まん延防止等重点措置区域の 5 つの県につきましては、期間が 6 月 20 日まで延長されております。

その他の変更点についてです。サーベイランス・情報収集につきましては、感染が拡大している地域において行う、高齢者施設の従事者等に対する検査について、通所系の介護事業所を追加すること、大学、専門学校、高校、特別支

援学校等に、最大約 80 万回程度の抗原簡易キットの配布を進めることなどが追加で記載されております。

まん延防止です。特定都道府県は、都道府県間の移動は極力控えるよう今までも記載されておりましたが、どうしても避けられない場合は感染防止対策の徹底とともに、出発前または到着地での検査の勧奨を進めることが記載されております。

施設の使用制限等です。特定都道府県は、地域の感染状況等に応じて、新規陽性者数が増加または高止まりをしている場合には、都道府県が独自に行う協力要請の徹底等を行う一方で、改善が見られる場合には、段階的に緩和し、効果的な取り組みを講ずるものとされています。また、検討するにあたっては地域の感染状況等に応じて、知事が適切に判断するものと記載されております。

続きまして、資料 2 をご覧ください。こちらは道内の感染状況等についてです。

北海道全体で、5月28日の状況、医療提供体制につきましても、3つの指標とも、前の週と比べて増加している状況です。一方で監視体制、感染状況につきましても、4つの指標で前の週と比べて減少している状況になっております。

上の部分をご覧ください。特定措置区域の主な指標の状況です。札幌市の5月28日の状況ですが、監視体制、感染状況につきましても、4つの指標で1週間前と比べて減っている状況です。

下の部分をご覧ください。こちらは国の分科会提言で示された新たな指標の状況です。札幌市も参考として掲載されておりますが、札幌市は7つの指標のうちPCR陽性率以外、6つの指標で国のステージ4の指標を超えている状況です。

最近の感染状況等についてご覧ください。

札幌市の新規感染者数が10万人あたり100人を超えるなど、高い水準が継続しているということ、医療提供体制においては、札幌市内においては入院や宿泊療養施設への入所の調整が困難になるなど、医療の限界とも言える状況が続いている。今後の対策ですが、6月1日以降においても、全道域において人と人との接触を徹底して抑えるための対策を実施するとともに、特に感染拡大

が継続している特定措置区域においては、さらなる対策の徹底を図ること、また、他都府県との往来の活発化を見据え、往来の際の対策の強化を図ることとし、国が実施するモニタリング検査等と連携するとされております。

資料4をご覧ください。こちらは北海道における緊急事態措置、本日変更になったものです。

内容につきましては、国による緊急事態宣言の延長を踏まえ、感染拡大抑止に向け、人と人との接触機会を徹底的に低減するため、特措法により要請や働きかけを実施するという内容です。対象区域は変更ありません。期間は6月1日から6月20日までです。

特定措置区域です。ここから先は、変更になった点をご説明いたします。道民および道内に滞在されている皆さまへの要請は、期間は6月1日から6月20日までです。新たに追加されているものが下の部分で、来道を検討している皆さまへの協力依頼ということで、基本的対処方針に基づき、来道については極力控えていただくよう協力依頼がなされております。

飲食店等への要請協力依頼は、期間が6月20日までとなっております。

イベントの開催も、期間は6月20日までとなっております。感染予防が徹底されない場合は、無観客、オンライン配信での開催に加えて、延期または中止を検討するとされております。

事業者への要請、交通事業者への協力依頼につきましては、期間のみ変更となっております。

続きまして、学校への要請です。期間は6月1日から6月20日です。2つ目ですが、児童・生徒との同居家族の感染状況を即時に把握し、学級・学年・全校での迅速かつ幅広い休業等の措置を講じる。この場合においてオンライン学習等により、学びを保障するとともに、留守番が困難な児童の居場所を確保するとされております。

部活動は原則休止とし、全国・全道大会等に繋がる活動に限ること、健康状態の多重チェックを行うこと、感染症対策の全校指導体制を確立することと記載が変更となっております。

飲食店以外の施設への予定協力依頼です。期間が6月20日までとなっております。内容については変更ありません。

11 ページ以降の資料は、札幌以外の措置区域のことなどになっておりますので、後ほどご確認ください。

事務局からの説明は以上です。

【危機管理対策室長】

続きまして会議次第(2)について、保健福祉局の栗崎局長、お願いいたします。

【各本部員(各局局長職)】

(保健福祉局 資料あり)

健康安全担当局長の栗崎でございます。

札幌市の感染状況についてご説明申し上げます。

市内の新規感染者数の推移です。

5月16日に緊急事態宣言が発令され2週間弱が経過いたしました。厳しい感染状況が続いております。昨日、5月27日の1週間の合計は2,464人、本日、5月28日の1日の新規感染者数は276人で、1週間の合計は2,313人、人口10万人当たりでは118.3人と、引き続き高い水準が続いております。

2ページをご覧ください。札幌市民の入院患者数の状況などについてご説明を申し上げます。

5月27日時点の札幌市民の入院患者数は445人で、過去最多を更新しています。重症患者数も、5月25日には過去最多の37人となるなど、非常に厳しい状況であります。

5月13日に札幌市医師会と協議の上、市内の医療機関に対しまして、感染症法に基づく受け入れ病床確保の協力要請を行い、5月26日の時点で、即応可能な病床は475床まで増加をしているところであります。

さらに、5月31日までには、既存の入院受入医療機関のうち、6つの医療機関と、新たに入院受入病床を設置する10の医療機関のご協力により、即応可能な病床数を485床まで段階的に拡大する予定であります。

しかしながら、現在、新型コロナウイルスの患者は5,130人まで増加をしております。市内の病床は実質的に満床というふうに表示されることが多い状

況であります。実際には入院が必要な状態でありながら、すぐに入院できず、待機を余儀なくされている方が、約 120 人いる状況であることから、各医療機関が病床拡大に努めていただいているものの、それを超えるスピードで病床が逼迫している、大変厳しい状況にあります。

16 日から運用開始しております入院待機ステーションにつきましては、救急搬送された方が、入院先が決まるまでの間、一時的に待機をするものであります。5 月 27 日までに累計 142 人の方々を受け入れ、酸素投与や点滴などの医療措置を行うとともに、自宅で待機いただいている方々に対しては、パルスオキシメーターの貸与や、看護師などによる健康状態の確認作業を行うといった取り組みを進めておりますが、病床逼迫のため、速やかに入院ができず、残念ながらご自宅で亡くなられた方が、5 月中旬以降、5 名となっております。

この医療の危機的な状況を脱するためには、1 日も早く、新規の感染者数自体を減少させる必要があります。

3 ページをご覧ください。検査数についてですが、直近の 1 週間の検査件数は 24,146 件、1 日平均いたしますと、3,449 件と、昨年 の第 3 波の 2 倍以上の検査を行っているところですが、直近 1 週間の陽性率も 10% を超えておりまして、必要な方をすぐに検査に繋げることが難しい状況が続いております。

早期に検査に繋げ、療養に繋げることが、病状の進行を抑えるとともに、感染の広がりを囲い込むことになり、感染拡大防止の要でありますことから、さらなる検査体制の拡充に向けて新たな検査拠点の設置を含め、検討してまいります。

4 ページをご覧ください。年齢別の感染者の割合についてですが、50 歳以下の比較的若い年齢層での感染の広がりが著しく、8 割を占めております。

5 ページをご覧ください。最近の新規感染者の経路についてご説明を申し上げます。ゴールデンウィークが終わり、個人活動による感染が減少する一方、会社での感染が増加をしております。

また、市中に感染が広がっておりますことから、家庭内で感染が広がる事例が増えており、全体の約 4 割以上を占めております。

6 ページをご覧ください。最近の感染事例について、2 つほどご紹介を申し上げます。

1 例目は、家庭内での感染が死亡事例に繋がったものであります。親子と祖父が同居している世帯で、親子のうちの1人が感染をし、その後、親子全員、さらに祖父に感染をしております。最終的には同居の祖父の死亡にまで至ったという事例でございます。

2 例目は、ゴールデンウィーク中に、友人同士で屋外でのバーベキューで、同席者が全員感染したという事例もございます。

今、市内では感染力の強い変異株の影響により、あらゆる場面に感染リスクが潜んでおり、簡単に家族や友人の生命、健康に危険が及びうる状況だといえることができます。引き続き、不要不急の外出自粛など、行動変容の徹底を働きかけていく必要があると思われまます。

7 ページをご覧ください。最近の集団感染事例についてですが、だいたい色の福祉施設や黄色の病院での感染が大幅に増加をしております。また、学校や保育所での発生も継続して続いているという状況であります。

8 ページをご覧ください。福祉施設での感染のうち、デイサービスを起点とした感染事例が増えているため、ご報告を申し上げます。

グラフは高齢介護施設での新規感染状況で、4月下旬から拡大を始めまして、5月以降急増しております。このうち、だいたい色のものがデイサービスを起点としているもので、大幅に増加をしております。

9 ページをご覧ください。デイサービスを起点とした感染事例の特徴といたしまして、家族等も含めて、居宅内で感染した利用者が、複数のデイサービス事業所を利用したり、利用者から感染した施設の職員が、複数のサービス事業所に従事しているなど、接触する方々の数が多いということで感染が広がり、最終的にはデイサービスのみならず、入所施設などに大規模なクラスターが広がるというケースが見られております。

繰り返しになりますけれども、今はいつどこで感染してもおかしくない、非常にリスクの高い状況がまだまだ続いております。また、先ほど申し上げましたように、医療のキャパシティを超えた感染拡大により、入院を必要とする状態であっても、すぐに入院することができずに、施設入所者であっても、そのまま施設内にとどまらざるを得ない事例も増えてきております。

ご高齢の方は、感染した場合の重症化リスクも高いことから、市内の感染状

況と医療体制が極めて厳しい状況にあることや、緊急事態宣言の発令を踏まえまして、在宅系のサービス事業所などに対しましては、接触機会を減らすためのサービス提供利用時間数や日数の短縮などについて検討を促す通知を発出しているところです。

また、サービスを利用される利用者の皆さま、そのご家族の方々、ケアマネージャーの方々にも、十分にこの点をご考慮いただくようお願いしたいと思います。

10 ページをご覧ください。市内における人流の状況についてご説明を申し上げます。グラフは、札幌駅・大通駅・すすきの駅の朝9時時点の状況では、ゴールデンウィーク明け以降、ほぼ横ばいでありました人出が、5月16日の緊急事態宣言の発令を機に、小幅ではありますが、減少に転じていることが分かります。

11 ページをご覧ください。グラフは同じく都心部の3駅の20時の時点の人流でありますけれども、いずれも大きく減少しております。

これは、休業要請や時短要請といった、これまでの施策の効果が表れているものと思われませんが、新規感染者数の高止まりが続いている現状を踏まえまして、さらに一層の人の動きの抑制が必要と考えます。

引き続き、人と人との接触を避け、できるだけ外出を抑制するようお願いをしたいと思います。

これに関連し資料はございませんけれども、毎年、環境局で行っておりますキャンドルナイトと連携をいたしまして、家庭内で過ごす時間を、ステイホームということで増やしていただくような取り組みを検討しております。

この取り組みの中で、青いキャンドルを用いることなども検討しており、これまでのCO₂削減ということに加え、青い灯で医療従事者の皆さま方に感謝するとともに、ステイホームということで、ご家庭で静かに過ごしていただき、人流抑制と感染拡大防止を働きかけていきたいと考えております。

以上でございます。

【危機管理対策室長】

続きまして、会議次第(3)に入らせていただきます。

まず、私から今後の感染拡大防止対策について説明します。

基本的にはこれまで取り組んできた対策を引き続き継続していくこととなりますが、ここでは、緊急事態宣言が発令されました5月16日以降の取り組みですとか、今後追加する内容、さらには後ほどの説明と重ならない部分を中心に説明させていただきます。

1 ページ目の「2 今後の感染拡大防止対策」をご覧ください。

情報提供・共有の取り組みについてです。保健所への応援職員を拡大するため、市役所や区役所、市税事務所の窓口などの業務を一部縮小したことによりまして、窓口対応に時間をいただく場面が多くなることや、人の流れをもう一段抑制するため、できるだけ不急な来庁を控えていただきますよう、各種媒体により情報発信をしているところです。

2 ページ目をご覧ください。まん延防止です。こちらにつきましても、保健師などの応援職員を確保するため、乳幼児健診、BCG接種などについて、当面の間休止しているところです。

3 ページ目の飲食店関係です。休業などの要請に応じた飲食店等の状況につきまして、北海道と協力し、現地確認を行っているところでございます。

事業者関係です。宿泊事業者に対しまして、感染防止対策に係る消耗品等の購入経費の支援でありますとか、設備、整備、改修経費の補助を実施しているところであります。乗合バス事業者およびタクシー事業者に対しては、新型コロナウイルス感染症拡大防止の推進を図るための支援金の交付に取り組んでいるところです。

4 ページ目でございます。クラスター対策です。病院や高齢者施設等におけるクラスター対策のための医師および看護師の早期派遣体制の整備を進めているところです。

医療検査関係についてです。医療提供体制の強化として、入院調整中の患者の一時待機場所である入院待機ステーションの整備や、自宅療養者に対する薬剤の処方や、パルスオキシメーターの配布の拡充、さらには、自宅利用者への往診や訪問診療を実施しているところです。

また、PCR検査センターの検査枠や、発熱患者等を受け入れる外来診療体制の拡充にも取り組んでいるところです。

加えて、保健所機能を強化するため、全庁を挙げて保健所へ応援職員を動員するとともに、区感染症対策室を新設して、陽性患者の疫学調査、自宅療養者の健康観察などを実施しているところです。

私からの説明は以上です。

続きまして、子ども未来局の山根局長、お願いいたします。

【各本部員(各局局長職)】

(子ども未来局 資料あり)

子ども未来局でございます。

家庭保育の協力依頼の再周知についての資料をご覧ください。

札幌市では緊急事態宣言の適用の決定を受け、5月15日から感染防止対策として、保育所等を利用する保護者に対し、家庭保育の協力をお願いしてまいりました。

このたびの緊急事態宣言の延長を受けまして、この家庭保育の協力依頼の期間を延長するとともに、併せまして、保護者の勤務先へ向けた協力要請を行うことといたします。

期間は6月20日まで。

周知方法等は、子ども未来局から保護者向け協力依頼の通知文と併せまして、保護者の勤務先へ向けて、保護者の勤務に特段の配慮をお願いする協力要請文を作成し、各保育所等を通じて周知を行ってまいります。

同様の内容はホームページ等にも掲載をして周知を図るところでございます。

以上でございます。

【危機管理対策室長】

続きまして、経済観光局の田中局長、説明をよろしくお願いいたします。

【各本部員(各局局長職)】

(経済観光局 資料あり)

休業や営業時間短縮等の要請に応じる飲食店への協力支援金についてご説

明いたします。

現在、5月31日までを期限といたしまして、休業あるいは営業時間の短縮のお願いをしているところですが、今回の緊急事態措置の延長に基づきまして6月1日以降もこれを延長するものでございます。

「2 要請の概要」をご覧ください。

要請期間は6月1日から6月20日までの20日間となります。対象施設は現在と変わらず、飲食店、カラオケ店、結婚式場となります。

要請内容も現在と変わらないのですが、酒類またはカラオケ設備を提供する飲食店につきましては、その提供を取りやめる場合を除き休業をお願いします。

また、酒類、カラオケ設備、いずれも提供しない飲食店につきましては、午後8時までの時短営業をお願いするものです。

協力支援金ですが、現在と変わらず、中小企業におきましては4万円から10万円、大企業については20万円となっております。

「3 要請期間と申請受付期間」をご覧ください。現在の営業時間の短縮および休業要請については、4月27日からの長期にわたりますので、事業者の経営状況、特に資金繰りに配慮いたしまして、要請期間を3つに分けまして、4月27日から5月11日までの要請期間については、その翌日、5月12日からの申請受付としております。

それぞれ期間ごとに、終わった翌日から受付ということとしております。

また、申請から実際に支給に要する期間ですが、昨年度、類似の支援金を行ったものを参考にいたしますと、申請から支給までおおむね2、3週間、長くても1カ月程度で支給を完了しております。

ちなみに、今回5月12日から申請を開始しておりますが、本日5月28日に1回目の支給ができておりますので、引き続き早急な支給を進めてまいりたいと思います。

以上でございます。

【危機管理対策室長】

続きまして、教育委員会の檜田教育長、お願いいたします。

【各本部員(各局局長職)】

(教育委員会 資料あり)

教育委員会の檜田でございます。

教育委員会では、新型コロナウイルス感染症に対する基本的な対策として、手洗い、健康観察、検温等の基本的な感染症対策を、札幌市における教育活動のガイドラインに基づきまして、各学校で実施をしております。

また、初期対応を迅速かつ丁寧に行うことで学校内での感染防止に努めているところでございます。

詳細につきましては、別紙1をご覧ください。

学校におきましては、児童・生徒・教職員がPCR検査を受検する段階で、保護者、または当該教職員から速やかに連絡をしていただくよう、徹底しております。また、迅速かつ詳細な事前調査を行うことで早期に濃厚接触者を特定しております。

また、消毒につきましても、教職員が毎日行っておりますが、あらためて受検者の行動範囲の消毒も徹底しているところでございます。

検査の結果、陽性が判明した場合には保健所と協議をし、事前調査に基づき、学級閉鎖、あるいは濃厚接触者の出席停止等の措置を講じ、速やかに感染の恐れのある方の行動抑制に繋げているところであります。

市立学校の初期対応に関する取り組みにつきましては、道教委とも連携をし、道立学校等にも参考にしていただけるよう、進めてまいります。

現在の市立学校の感染者数、学級閉鎖数等をご説明させていただきます。別紙2をご覧ください。

学級閉鎖事案の発生校ですが、市立学校316校のうち、82校となっておりますが、児童・生徒の感染者数については、約14万人のうち455人となっております。感染率は0.32%となっております。また、教職員の感染率も0.64%となっております。陽性者が発生した場合、基本、学級閉鎖を行っておりますが、約5,000学級ありますが、そのうち、5月27日時点の閉鎖学級数は43学級でありまして、発生率は0.8%と約1%でありまして、残り99%の学級では、感染症対策を徹底した上で、子供たちの学びを止めない取り組みを進めているところでございます。

教育委員会といたしましては、これまでの修学旅行の延期、部活動の原則休止などの対策は継続して徹底してまいります。

また、今後の対策といたしまして、オンラインをさらに活用してまいりたいと考えておりました、モデル校では子供全員がタブレットを家庭に持ち帰る取り組みも行っており、今後、課題の検証をしていくほか、感染拡大により登校不安を抱える児童生徒が自宅で学習することがより選択しやすくなるよう、オンラインとオフラインを活用した学習支援、あるいは心のケアについて、これまで以上に取り組んでまいります。

教育委員会からの報告は以上でございます。

【危機管理対策室長】

その他説明のある方いらっしゃいますでしょうか。

それでは、本部長であります秋元市長からご指示をいただきたいと思っております。

【本部長(秋元市長)】

市民の皆さまには、長期にわたり外出自粛などのご協力をいただいているほか、事業者の皆さまには、休業要請や出勤者の削減など多大なるご協力をいただいていることに感謝申し上げます。

また、札幌市医師会をはじめとした医療関係者の皆さまには、医療提供体制への負荷が厳しさを増す中、昼夜を問わず懸命に治療にあたっていただき、発熱外来やワクチン接種にもご協力をいただいていることに心より感謝申し上げます。

本日、政府の対策本部会議において、緊急事態宣言の延長が決定され、先ほど開催された北海道の対策本部会議では、5月16日からの緊急事態宣言以降取り組んできた対策を6月20日まで継続することが正式に決まったところであります。

本日の記者会見でも申し上げましたが、医療提供体制については、医療機関の皆さまのご協力により受入病床数は増加しているものの、入院待機を余儀なくされている方が100人以上に上るといって、大変厳しい状況が続いております。

市民の皆さまの生命と健康を守るという使命を果たすため、札幌市としては、自宅療養者に対する訪問診療体制の強化や医療提供体制の整備について、引き続き、全力で進めるとともに、円滑かつ迅速なワクチン接種体制の確立のため、全庁一丸となって取り組んでまいります。

市民の皆さまには、緊急事態宣言の延長により引き続きご負担をお掛けいたしますが、人と人との接触を極力減らすため、外出自粛の徹底にご協力をお願いいたします。

また、市民以外の皆さまにおかれましては、不要不急の来札を控えていただきますようお願いいたします。

さらに、マスク着用、手指消毒など、基本的な感染防止対策をあらゆる場面で徹底していただくよう重ねてお願い申し上げます。

そして、事業者の皆さまにもご負担をお掛けいたしますけれども、この危機を乗り切るため、引き続き、職場内における感染防止対策の徹底と出勤者の削減について、ご理解とご協力をお願いする次第であります。

次に本部員に対して、以下、指示をいたします。

対策期間が長期にわたることから、引き続き、不安に感じる子どもや保護者の皆さまに寄り添った対応をする必要があります。報告のあった取り組みについて、十分に説明し、継続的に取り組んでいくこと。

また、飲食店の皆さまへの経済的な影響はとりわけ大きいということがございます。協力支援金の支給について、引き続き、速やかに必要な方々へ行き渡るよう取り組むこと。

過去最大規模の新規感染者数が生じたことによつて、医療・検査体制にかかる負荷が極めて厳しい状況となっていることから、引き続き、医療提供体制の強化に取り組むとともに、できる限り迅速に医療に結び付けられるよう、相談受付機能の強化や、新たなPCR検査センターの設置など、検査体制のさらなる拡充を早急に推し進めること。

現下の感染状況はもとより、さらなる感染拡大が危惧される状況を踏まえると、一刻も早くワクチンを接種できる環境を整えることが重要であります。このため、接種能力の向上や円滑な予約受付体制、正確な情報発信など、安全・安心にワクチン接種していただくための体制を全庁一丸となって整備するこ

と。

以上、指示をいたします。

【危機管理対策室長】

各局区におかれましては、ただ今の本部長指示を踏まえ、今後の対応をよろしくお願いいたします。

以上をもちまして本日の会議を終了いたします。